

船舶事故調査報告書

平成31年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄 二（部会長）
委 員 田 村 兼 吉
委 員 岡 本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月15日 14時05分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市郷ノ浦港南方沖 郷ノ浦港鎌崎防波堤灯台から真方位201° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 43.3′ 東経129° 40.1′）
事故の概要	漁船幸栄丸は、北西進中、また、漁船一郎丸は、漂泊中、両船が衝突した。 一郎丸は、船長が負傷し、左舷外板の亀裂等を生じ、また、幸栄丸は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年10月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 幸栄丸、9.7トン NS2-15809（漁船登録番号）、郷ノ浦町漁業協同組合 15.90m（Lr）×3.86m×1.33m、FRP ディーゼル機関、540kW、平成28年12月17日 第290-64769号（船舶検査済票の番号） B 漁船 一郎丸、0.5トン NS3-74012（漁船登録番号）、個人所有 6.36m（Lr）×1.49m×0.57m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、 昭和58年5月21日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年12月25日 免許証交付日 平成28年2月1日 （平成33年12月24日まで有効） B 船長B 男性 69歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年6月15日 免許証交付日 平成27年2月2日 （平成32年2月16日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷外板から船底部及び右舷外板の破損並びに亀裂、航海灯用支柱に曲損、船外機の濡損等（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、いか一本釣り漁を行う目的で、平成30年10月15日13時50分ごろ長崎県対馬市対馬東方沖の漁場に向けて壱岐市初瀬漁港を出港した。</p> <p>船長Aは、操舵室の右舷側に設けられた椅子に腰を掛け、1.5Mレンジで表示させたレーダー及び目視により見張りをを行い、壱岐郷ノ瀬灯台の北側を通るよう、約16ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により西北西進した。</p> <p>船長Aは、A船が、航行中は船首の浮上により船首方に死角が生じるので、時折、椅子の上に立ち上がり、操舵室上方の船首側に設けられた窓（以下「見張り用窓」という。）から船首方を見て死角を補う見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、壱岐郷ノ瀬灯台を左舷側に見て通過した後、壱岐大曾根灯浮標の西方に向かうよう右転して北西進中、14時05分ごろ、速力が少し落ちたことに気付くとともに右舷側至近にB船を認め、B船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、船尾方を見たところ海面上に船長Bを認め、直ちに引き返して救助した後、所属している漁業協同組合に本事故の発生を知らせ、救援及び海上保安庁への通報を要請した。</p> <p>A船は、来援した僚船に船長Bを移乗させた後、自力で航行して郷ノ浦港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、07時00分ごろ郷ノ浦港を出港し、同港南西方の各所で錨泊して一本釣り漁を行った後、同港南端付近から壱岐大曾根灯浮標の西側付近の間で漂泊して一本釣り漁を行うこととした。</p> <p>B船は、13時00分ごろ、航海灯用の支柱の上に約2～3mの長さの旗竿で赤旗を掲げ、水深が約30mとなる場所で船首を南西方に向け、船外機を停止して漂泊を開始し、南方に流されながら手釣りをを行い、壱岐大曾根灯浮標の付近に至った後に再度北方の漂泊開始地点に戻り、13時30分ごろから2回目の釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、右舷船尾部に腰を掛け、船首方を向いた姿勢で時折周囲を見渡ししながら右舷側から釣り糸を垂らして手釣りによる一本釣り漁を行っていたところ、壱岐大曾根灯浮標より南方は航行船が多いので、同灯浮標を越えていないか確認しようと左舷船尾方を見たところ</p>

	<p>ろ、左舷方から接近するA船に気付いた。</p> <p>船長Bは、A船が針路を変えずにB船にまっすぐ接近してきていたものの、操舵室の船首側窓（実際は操舵室上方の見張り用窓）が見えていたので、操舵室で前を見て操船しているであろうA船の操船者からB船が見えると思い、航海灯用の支柱から旗竿を取り外して赤旗を頭上で左右に振った。</p> <p>B船は、船長Bが、A船の速力が速く、衝突の危険を感じたものの、A船がどのように転針するか分からなかったので、B船を移動させて衝突を避けるための動作をとることができず、旗竿を航海灯用の支柱に戻した後に船尾端に移動し、間近に接近するまでA船の動きを見極めたうえで大きく船尾方の海中に飛び込んだ後、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、近くに浮いていたB船の木製の椅子につかまっていたところ、引き返してきたA船に救助され、その後、来援した僚船に移乗して郷ノ浦港に帰った後、病院を受診して右足関節打撲傷及び擦過傷と診断された。</p> <p>B船は、来援した漁業協同組合の監視船により郷ノ浦港へえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船操舵室前面窓(外観)、写真3 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故当時、吉岐郷ノ瀬灯台の北西方で右転した際及びその後に1回以上は椅子の上に立ち上がって見張り用窓から船首方を見たが、B船に気付かなかった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、吉岐大曾根灯浮標の東側に小型漁船1隻が操業していることを目視で、郷ノ浦港から3隻のいか釣り漁船が出港してきたこと、及び蠨蛾ノ瀬戸からの南進する船が左舷方に距離をあけて通過していくことを目視及びレーダーで認めていた。</p> <p>船長Aは、郷ノ浦港を出港した3隻のいか釣り漁船が蠨蛾ノ瀬戸を通過して漁場に向かうと、いずれ接近する状況になると思い、右舷船首方を気にして見ていた。</p> <p>船長Aは、ふだんから航法上の避航義務が生じる右舷船首方から接近する船舶に気を付けて見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、ふだん、前路に小型船が漂泊している場合、背景の陸地や白波などに紛れて視認しづらと思ったことがあった。</p> <p>船長Aは、本事故発生場所付近に小型船が多いことを、また、小型船はレーダーに明確に映らないことを知っていたので、レーダーに波が映るなどした場合でも小型船がいなか必ず見張り用窓から船首方を確認するようにしていたが、本事故当時、レーダーでB船らしき映像を確認できなかった。</p> <p>B船は、和船型の船外機船で、汽笛等の音響信号設備がなかった。</p>

	<p>船長Bは、漂流を開始した場所から、本事故発生場所までの間を約30分間で南方に流されたので、北寄りの風の影響が思っていたよりも強く、ふだん流し釣りをを行っている南端よりも南方の航行船が多いところまで流されていたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、A船を認めた際、風向により赤旗がA船の方向になびいていたのでA船から見えずらく、気付いていないのではないかと思い、旗竿を手にとって赤旗を頭上で左右に振った。</p> <p>船長Bは、長袖シャツ、ジャンパー、ズボン、長靴及び救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、郷ノ浦港南方沖を北西進中、船長Aが、右舷船首方からの出港船の動向に意識が向いて船首方の見張りを適切に行っておらず、船首方で漂流中のB船に気付かずに航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだんから右舷船首方から接近する船舶に気を付けて見張りを行っており、右舷船首方からの出港船といずれ接近する状況であったこと、及びレーダーにB船が映っていなかったことから、右舷船首方からの出港船の動向に意識が向いていた可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、郷ノ浦港南方沖で漂流中、船長Bが、接近するA船に気付いたものの、赤旗を頭上で左右に振ればA船がB船に気付いて避けてくれると思い、漂流を続けたことから、約16knの速力で接近するA船に対して衝突を避けるための動作をとることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、接近するA船に気付いた際、A船の見張り用窓を操舵室前面窓と思ったことから、A船の操船者からB船を見ることができ、赤旗を頭上で左右に振ればA船がB船に気付いて避けてくれると思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、郷ノ浦港南方沖において、A船が北西進中、B船が漂流中、船長Aが、右舷船首方からの出港船の動向に意識が向いて船首方の見張りを適切に行っておらず、漂流中のB船に気付かずに航行を続け、また、船長Bが、接近するA船がB船に気付いて避けてくれると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船者は、一方向のみに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。

	<ul style="list-style-type: none">・湾内等の小型船の漁場や釣り場になっている海域では、小型船がレーダーに映りづらいことも考慮し、目視による見張りも併せて厳重に行うこと。・漂泊中、接近する他船を認めた場合、自船を避けてくれると思うことなく、接近してからでは有効な動作がとれない可能性があるため、十分に余裕のある時機に機関を始動して移動するなどの衝突を避けるための動作をとること。・長さ12m未満の船舶は、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じておくこと。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付図1 事故発生経過概略図



写真1 A船



写真2 A船操舵室前面窓（外観）



見張り用窓

写真3 B船

